

令和7年度

# いじめ防止基本方針

安城市立作野小学校

# 作野小学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1)いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

### (2)いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1)いじめ不登校対策委員会

全職員からなるいじめ防止等の対策のための「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、月に一度委員会を開催する。また、配慮を要する児童についても、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用も行う。

### (2)職員間での情報交換及び共通理解

いじめ不登校対策委員会資料をもとに、生徒指導主任が気になる児童について担任や学年主任に相談するなど、職員間で随時児童についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止の取組〈別表1「年間指導計画」〉

### (1)学級経営の充実

ア ソーシャルスキルトレーニングや「生活（いじめ）アンケート」を実施したり、必要に応じて「hyper-QU」検査を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2)道徳教育の充実

ア すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

イ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

### (3)相談体制の整備

ア 1年で5回「生活（いじめ）アンケート」を実施し、結果をもとに学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

イ 必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭、**スクールソーシャルワーカー**、安城市教育センターの臨床心理士との相談ができるように連絡・調整を図る。

ウ 学年・学級の児童の実態に応じて、「hyper-Q U」検査を実施し、その結果の考察をして、対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、職員研修で共通理解を図る。

### (4)ペア活動の実施

児童会活動でのペア活動を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (5)インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットや携帯電話の使用状況調査を適宜行い、現状把握に努めるとともに、問題があれば迅速に対応する。また、情報モラル教育の充実にも努める。

### (6)学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や幼稚園・保育園・こども園等との情報交換等を積極的に進める。

### (7)ふれあいネット事業の活用

家庭、地域社会の教育力を活用できるよう連絡・協力の体制を整える。

## 4 いじめ早期発見の取組

### (1)保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るとともに、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、安城市教育委員会や安城市教育センター、安城市子育て支援課、刈谷児童相談センター、安城警察署等の関係諸機関と連携して課題解決に努める。

### (2)「生活アンケート」の実施

5月、6月、9月、11月、2月に「生活（いじめ）アンケート」を実施する。また、学級担任は、アンケート結果をもとに、一人一人の児童と教育相談をし、問題があれば迅速に対応する。

### (3)ノート・日記指導

放課や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、連絡帳や日記等から、交友関係や悩みを把握したりする。

## 5 いじめに対する措置

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに運営機構上の上司に報告し、指導を仰ぐ。
- ②事実の有無を確認し、いじめのおそれがあると判断された場合には、いじめ・不登校対策委員会を開き、被害児童を守り通すという姿勢で対応を協議する。
- ③いじめの再発防止に向けていじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤学校の指導方針を関係保護者に理解してもらうための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、安城市教育委員会及び安城警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対応等

### (1)重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が一定期間連続して欠席をしたり、欠席日数が増加をしたりする等、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめを受けて深刻な事態に陥っている」という申立てがあった場合

### (2)重大事態への対応 〈別表2「重大事態対応図」〉

- ア 重大事態が発生した旨を、安城市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 安城市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

＜別表1＞「いじめ対策年間指導計画」

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携		
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○SC等による相談の児童及び保護者への周知 ○学級開き・学年開き ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童及び保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学校だより、HPでの「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業公開 ○PTA総会 ○家庭訪問	
5月			○「ようこそ作野っ子の会」(全校) ○「自然教室」(5年)	○「生活アンケート」(いじめアンケート) ○生活チェック(保健)		
6月			○情報機器活用モラル指導 ○なかよし広場(異学年交流)	○「生活アンケート」(いじめアンケート・面談) ○「hyper-QU」検査の実施 ○教育相談期間	○授業公開 ○青少年健全育成会(授業参観を含む)	
7月			○全教職員による「取組アンケート」の実施 ○現職教育(研修①)	○ふれあいネット 通学班長会	○児童への生活評価アンケートの実施	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケートの実施 ○「見守りたい」の会合
8月			○「取組アンケート」の検証			
9月			○なかよし広場(異学年交流)	○「生活アンケート」(いじめアンケート) ○生活チェック(保健) ○身体測定		
10月			○「さくのスーツフェスティバル」の実施			○授業公開
11月			○現職教育(研修②)	○なかよし広場(異学年交流) ○「校外学習」(1～5年) ○「修学旅行」(6年)	○「生活アンケート」(いじめアンケート・面談) ○教育相談期間 ○「hyper-QU」検査の実施	○「さくのスーツフェスティバル」参観 ○青少年健全育成会(授業参観を含む) ○青少年健全育成会での「自己評価の評価」
12月			○全教職員による「取組アンケート」の実施と検証	○なかよし広場(異学年交流) ○人権週間(講話と標語募集) ○赤い羽根募金活動	○児童への生活評価アンケートの実施	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケートの実施
1月			○なかよし広場(異学年交流) ○なかよしカーニバル(異学年交流)	○身体測定 ○生活チェック(保健)		○授業公開
2月		○学級の状態について自己評価	○なかよし広場(異学年交流) ○ありがとうの手紙(仮称)	○「生活アンケート」(いじめアンケート・面談) ○教育相談期間		
3月		○自己評価や学校関係者評価の結果を検証し、「学校いじめ基本方針」の見直し	○「卒業生を送る会」(全校)		○「見守りたい」の会合	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○原則として月1回の開催とし、必要に応じて随時開催	○集会での校長講話 ○学年集会での主任講話 ○道徳教育、体験活動、分かる授業、児童会活動の充実 ○情報モラル教育の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○連絡帳・日記による指導	○児童会と一緒にになったあいさつ運動の実施 ○児童会と一緒にになった資源回収の実施 ○旗当番による児童の見守り	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

## <別表2>「重大事態対応図」

### 重大事態の発生



安城市教育委員会へ重大事態の発生を報告

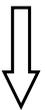


安城市教育委員会が調査の主体を判断



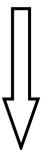
学校が調査主体となった場合

学校に重大事態の調査組織を設置



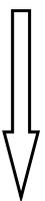
※いじめ・不登校対策委員会のメンバーに、青少年健全育成会長及びPTA会長を加えて「いじめ調査委員会」を組織する。

事実関係を明確にするための調査を実施



※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしかりと向き合い、客観的な事実関係を速やかに調査する。

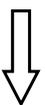
いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



※調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に情報を提供する。

※調査にあたって実施するアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を安城市教育委員会に報告



※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組を検証する。